

(一関市自然休養村管理センター条例の一部改正)

改正前				改正後			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
利用区分	単位	使用料		利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	暖房料			基本使用料	暖房料
和室（南）	1時間	<u>200円</u>	<u>50円</u>	和室	1時間	<u>400円</u>	<u>80円</u>
和室（北）		<u>200円</u>	<u>50円</u>	会議室A		<u>200円</u>	<u>40円</u>
会議室A		200円	<u>50円</u>	会議室B		<u>300円</u>	<u>60円</u>
会議室B		<u>400円</u>	<u>100円</u>	研修室（ホール）		<u>1,000円</u>	200円
研修室（ホール）		<u>800円</u>	200円	調理室		<u>300円</u>	<u>60円</u>
調理室		<u>400円</u>	<u>100円</u>	[略]			
[略]							
備考 改正部分は、下線の部分である。							